

## T O S S 五色百人一首協会群馬県支部 団体規約

### (名称)

第1条 この団体は、T O S S 五色百人一首協会群馬県支部（以下「会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 会は、五色百人一首群馬県大会（以下「大会」という。）の運営を円滑に開催することにより、関係する主として県内の小中学生の日本伝統文化活動への参加意欲を喚起し、発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、大会の準備、運営、実施及び普及活動を行う。

### (組織)

第4条 会は、T O S S 五色百人一首協会の理事、会の目的に賛同する会員によって、構成する。

### (役員等)

第5条 会に、次の役員を置く。

- (1) 代 表 1人
- (2) 副代表 3人
- (3) 監 査 1人

2 必要に応じて、顧問を置くことができる。

### (役員等の選任)

第6条 代表及び、副代表は、会員の互選による。

2 監査及び顧問は、代表が委嘱する。

### (役員等の職務)

第7条 代表は、会を代表し、会議を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、あらかじめ代表の指名した副代表が、その職務を代理する。

3 監査は、会の運営、事業の収支について監理する。

4 顧問は、会の運営に関して、助言をする。

### (任期)

第8条 役員等の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。

### (会議)

第9条 会の会議（以下「会議」という。）は、役員及び会員をもって構成する。

2 会議は、代表が招集し、代表がその議長となる。

3 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 大会の準備、運営、実施等に関する事項。
- (2) 普及活動に関する事項
- (3) 団体規約に関する事項

(4) その他重要な事項

- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(代表の専決処分)

第10条 代表は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 代表は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第11条 会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(解散)

第12条 会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委任)

第13条 この団体規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この団体規約は、平成11年9月4日より施行する。

平成19年1月1日一部改訂。